

弥富市・蟹江町・飛島村に在住・在勤の方へ

令和7年8月
受講生募集

市民後見人 養成研修説明会



市民後見人は「わたしもできる社会貢献」
～あなたの経験を生かしませんか～

まだまだ現役、いまでも人のためになりたい

- ・母を介護した経験をいかせないかな。
- ・ビジネスマンとして活躍したけど、地域でも活躍できないかな。
- ・やりがいのあった看護師の仕事。その経験を役立てたい。

ほかの立場でも人のためになりたい

- ・民生委員さん、福祉関係者のみなさん。
- ・いま、ケアマネジャーで頑張っているけど。
- ・いまの仕事だけじゃなく、複線の生き方をしてみたい。

令和7年

日 時

5月29日（木） 午前10時～12時

場 所

TKEスポーツセンター 第2アリーナ
(十四山スポーツセンター)
弥富市神戸三丁目20番地

講 師

漫才師 青空一風・千風

(東京都足立区民後見人)

「私が市民後見人になったわけ」



主催・お問い合わせ先

特定非営利活動法人 海部南部権利擁護センター

愛知県弥富市神戸三丁目25番地 (弥富市役所十四山支所内1階)

TEL:0567-69-8181 (平日9時～17時)

成年後見制度とは

- ・認知症になったり、知的障がいのある人は、うまくお金が使えなかったり、難しい契約の話が分からなかったりします。そこで、本人や親族からの申立て（申請）で、家庭裁判所が、代わりに金銭管理をしたり契約をしたりする法的な権限をもつ人（成年後見人等）を選任します。

市民後見人とは

- ・成年後見人等には、弁護士、司法書士、社会福祉士などの資格をもった専門職後見人が選ばれることが多いですが、市民が成年後見人等になることも可能です。

◎市民後見人とは、

- ①親族でもなく、
- ②成年後見人になる専門職の資格も特に持っていないけれど、
- ③同じ地域に住んでいて、
- ④人の役に立ちたいという意欲がある方で、
- ⑤約70時間の**市民後見人養成研修**を受講し、

家庭裁判所から成年後見人等として選任を受けて活躍する**公的な社会貢献ボランティア**です。

説明会参加申込方法

- ・市民後見人養成研修及び説明会の受講要件は、弥富市・蟹江町・飛島村に在住・在勤であることです。成人であれば年齢制限はありません。資格要件もありません。
- ・「今は市民後見人になれるかわからないけれど、説明会だけ聞いてみたい」という方の参加もOKです。
- ・申込は、電話、FAX、またはホームページから、①氏名、②連絡先、③住所、④年齢、⑤職業をお知らせ下さい。下の申込みフォームからも申込み可能です。

申込方法 1 電話 0567-69-8181

申込方法 2 FAX 0567-81-8180 下記に記入して用紙をFAXして下さい。

① 氏名	
② 連絡先	
③ 住所	
④ 年齢	
⑤ 職業 (以前の職業)	

申込方法 3 ホームページまたはQRコード

<http://www.amanankenri.net/>



申込フォーム